

旧 令和3年版	新(改定案) <b>朱書き</b> 修正	改定主旨・根拠
<p data-bbox="243 598 1187 661"><b>電気通信施設設計業務共通仕様書</b></p> <p data-bbox="563 1270 845 1323">令和3年3月</p> <p data-bbox="445 1627 964 1764">国土交通省 大臣官房 技術調査課 電気通信室</p>	<p data-bbox="1513 598 2448 661"><b>電気通信施設設計業務共通仕様書</b></p> <p data-bbox="1825 1270 2122 1323">令和<b>4</b>年3月</p> <p data-bbox="1721 1627 2240 1764">国土交通省 大臣官房 技術調査課 電気通信室</p>	

旧 令和3年版	新(改定案) <span style="color: red;">朱書き修正</span>	改定主旨・根拠
<b>第2編 電気施設設計</b>		
<b>第1章 受変電施設設計</b>		
第1節 受変電施設設計の種類 …… 2-1	第1節 受変電施設設計の種類 …… 2-1	
第2101条 受変電施設設計の種類 …… 2-1	第2101条 受変電施設設計の種類 …… 2-1	
第2節 特高受変電施設設計 …… 2-1	第2節 特高受変電施設設計 …… 2-1	
第2102条 特高受変電施設設計の区分 …… 2-1	第2102条 特高受変電施設設計の区分 …… 2-1	
第2103条 特高受変電施設予備設計 …… 2-1	第2103条 特高受変電施設予備設計 …… 2-1	
第2104条 特高受変電施設詳細設計 …… 2-1	第2104条 特高受変電施設詳細設計 …… 2-1	
第3節 高压受変電施設設計 …… 2-4	第3節 高压受変電施設設計 …… 2-4	
第2105条 高压受変電施設設計の区分 …… 2-4	第2105条 高压受変電施設設計の区分 …… 2-4	
第2106条 高压受変電施設予備設計 …… 2-4	第2106条 高压受変電施設予備設計 …… 2-4	
第2107条 高压受変電施設詳細設計 …… 2-4	第2107条 高压受変電施設詳細設計 …… 2-4	
第4節 成果物 …… 2-6	第4節 成果物 …… 2-6	
第2108条 成果物 …… 2-6	第2108条 成果物 …… 2-6	
<b>第2章 発動発電設備設計</b>		
第1節 発動発電設備設計の種類 …… 2-8	第1節 発動発電設備設計の種類 …… 2-7	
第2201条 発動発電設備設計の種類 …… 2-8	第2201条 発動発電設備設計の種類 …… 2-7	
第2節 発動発電設備設計 …… 2-8	第2節 発動発電設備設計 …… 2-7	
第2202条 発動発電設備設計の区分 …… 2-8	第2202条 発動発電設備設計の区分 …… 2-7	
第2203条 発動発電設備予備設計 …… 2-8	第2203条 発動発電設備予備設計 …… 2-7	
第2204条 発動発電設備詳細設計 …… 2-8	第2204条 発動発電設備詳細設計 …… 2-7	
第3節 成果物 …… 2-9	第3節 成果物 …… 2-10	
第2205条 成果物 …… 2-9	第2205条 成果物 …… 2-10	
<span style="color: red;"><b>第3章 新エネルギー電源設備設計</b></span>		
	第1節 新エネルギー電源設備設計の種類 …… 2-11	
	第2301条 新エネルギー電源設備設計の種類 …… 2-11	
	第2節 太陽光発電設備設計 …… 2-11	
	第2302条 太陽光発電設備設計の区分 …… 2-11	
	第2303条 太陽光発電設備予備設計 …… 2-11	
	第2304条 太陽光発電設備詳細設計 …… 2-11	
	第3節 成果物 …… 2-15	
	第2305条 成果物 …… 2-15	
<b>第3章 無停電電源設備設計</b>		
第1節 無停電電源設備設計の種類 …… 2-11	第1節 無停電電源設備設計の種類 …… 2-16	
第2301条 無停電電源設備設計の種類 …… 2-11	第2401条 無停電電源設備設計の種類 …… 2-16	章番号の変更 ⇒以下同様
第2節 無停電電源設備設計 …… 2-11	第2節 無停電電源設備設計 …… 2-16	
第2302条 無停電電源設備設計の区分 …… 2-11	第2402条 無停電電源設備設計の区分 …… 2-16	

太陽光発電設備設計の追加

旧 令和3年版	新(改定案) <span style="color: red;">朱書き修正</span>	改定主旨・根拠
第2303条 無停電電源設備予備設計 ..... 2-11	第2403条 無停電電源設備予備設計 ..... 2-16	
第2304条 無停電電源設備詳細設計 ..... 2-11	第2404条 無停電電源設備詳細設計 ..... 2-16	
第3節 成果物 ..... 2-13	第3節 成果物 ..... 2-19	
第2304条 成果物 ..... 2-13	第2405条 成果物 ..... 2-19	
<b>第4章 直流電源設備設計</b>	<b>第5章 直流電源設備設計</b>	
第1節 直流電源設備設計の種類 ..... 2-15	第1節 直流電源設備設計の種類 ..... 2-20	
第2401条 直流電源設備設計の種類 ..... 2-15	第2501条 直流電源設備設計の種類 ..... 2-20	
第2節 直流電源設備設計 ..... 2-15	第2節 直流電源設備設計 ..... 2-20	
第2402条 直流電源設備設計の区分 ..... 2-15	第2502条 直流電源設備設計の区分 ..... 2-20	
第2403条 直流電源設備予備設計 ..... 2-15	第2503条 直流電源設備予備設計 ..... 2-20	
第2404条 直流電源設備詳細設計 ..... 2-15	第2504条 直流電源設備詳細設計 ..... 2-20	
第3節 成果物 ..... 2-17	第3節 成果物 ..... 2-23	
第2405条 成果物 ..... 2-17	第2505条 成果物 ..... 2-23	
<b>第5章 配電線路設計</b>	<b>第6章 配電線路設計</b>	
第1節 配電線路設計の種類 ..... 2-19	第1節 配電線路設計の種類 ..... 2-24	
第2501条 配電線路設計の種類 ..... 2-19	第2601条 配電線路設計の種類 ..... 2-24	
第2節 配電線路経路等設計 ..... 2-19	第2節 配電線路経路等設計 ..... 2-24	
第2502条 配電線路経路等設計の区分 ..... 2-19	第2602条 配電線路経路等設計の区分 ..... 2-24	
第2503条 配電線路経路等予備設計 ..... 2-19	第2603条 配電線路経路等予備設計 ..... 2-24	
第2504条 配電線路経路等詳細設計 ..... 2-19	第2604条 配電線路経路等詳細設計 ..... 2-24	
第3節 成果物 ..... 2-21	第3節 成果物 ..... 2-27	
第2505条 成果物 ..... 2-21	第2605条 成果物 ..... 2-27	
<b>第6章 道路照明施設設計</b>	<b>第7章 道路照明施設設計</b>	
第1節 照明施設設計の種類 ..... 2-23	第1節 照明施設設計の種類 ..... 2-28	
第2601条 照明施設設計の種類 ..... 2-23	第2701条 照明施設設計の種類 ..... 2-28	
第2節 道路照明施設設計 ..... 2-23	第2節 道路照明施設設計 ..... 2-28	
第2602条 道路照明施設設計の区分 ..... 2-23	第2702条 道路照明施設設計の区分 ..... 2-28	
第2603条 道路照明施設予備設計 ..... 2-23	第2703条 道路照明施設予備設計 ..... 2-28	
第2604条 道路照明施設詳細設計 ..... 2-23	第2704条 道路照明施設詳細設計 ..... 2-28	
第3節 交差点照明施設設計 ..... 2-26	第3節 交差点照明施設設計 ..... 2-31	
第2605条 交差点照明施設設計の区分 ..... 2-26	第2705条 交差点照明施設設計の区分 ..... 2-31	
第2606条 交差点照明施設予備設計 ..... 2-26	第2706条 交差点照明施設予備設計 ..... 2-31	
第2607条 交差点照明施設詳細設計 ..... 2-26	第2707条 交差点照明施設詳細設計 ..... 2-31	
第4節 インターチェンジ照明施設設計 ..... 2-27	第4節 インターチェンジ照明施設設計 ..... 2-32	
第2608条 インターチェンジ照明施設設計の区分 ..... 2-27	第2708条 インターチェンジ照明施設設計の区分 ..... 2-32	
第2609条 インターチェンジ照明施設予備設計 ..... 2-27	第2709条 インターチェンジ照明施設予備設計 ..... 2-32	
第2610条 インターチェンジ照明施設詳細設計 ..... 2-28	第2710条 インターチェンジ照明施設詳細設計 ..... 2-33	
第5節 橋梁照明施設設計 ..... 2-29	第5節 橋梁照明施設設計 ..... 2-34	
第2611条 橋梁照明施設設計の区分 ..... 2-29	第2711条 橋梁照明施設設計の区分 ..... 2-34	

旧 令和3年版	新(改定案) <span style="color: red;">朱書き修正</span>	改定主旨・根拠
第2612条 橋梁照明施設予備設計 ..... 2-29	第2712条 橋梁照明施設予備設計 ..... 2-34	
第2613条 橋梁照明施設詳細設計 ..... 2-29	第2713条 橋梁照明施設詳細設計 ..... 2-34	
第6節 自発光視線誘導設備設計 ..... 2-31	第6節 自発光視線誘導設備設計 ..... 2-36	
第2614条 自発光視線誘導設備設計の区分 ..... 2-31	第2714条 自発光視線誘導設備設計の区分 ..... 2-36	
第2615条 自発光視線誘導設備予備設計 ..... 2-31	第2715条 自発光視線誘導設備予備設計 ..... 2-36	
第2616条 自発光視線誘導設備詳細設計 ..... 2-31	第2716条 自発光視線誘導設備詳細設計 ..... 2-36	
第7節 成果物 ..... 2-34	第7節 成果物 ..... 2-39	
第2617条 成果物 ..... 2-34	第2717条 成果物 ..... 2-39	
<b>第7章 トンネル照明施設設計</b>	<b>第8章 トンネル照明施設設計</b>	
第1節 共同溝電気施設設計の種類 ..... 2-36	第1節 共同溝電気施設設計の種類 ..... 2-40	
第2701条 共同溝電気施設設計の種類 ..... 2-36	第2801条 共同溝電気施設設計の種類 ..... 2-40	
第2節 トンネル照明施設設計 ..... 2-36	第2節 トンネル照明施設設計 ..... 2-40	
第2702条 トンネル照明施設設計の区分 ..... 2-36	第2802条 トンネル照明施設設計の区分 ..... 2-40	
第2703条 トンネル照明施設予備設計 ..... 2-36	第2803条 トンネル照明施設予備設計 ..... 2-40	
第2704条 トンネル照明施設詳細設計 ..... 2-36	第2804条 トンネル照明施設詳細設計 ..... 2-40	
第3節 成果物 ..... 2-38	第3節 成果物 ..... 2-43	
第2705条 成果物 ..... 2-38	第2805条 成果物 ..... 2-43	
<b>第8章 共同溝電気施設設計</b>	<b>第9章 共同溝電気施設設計</b>	
第1節 共同溝電気施設設計の種類 ..... 2-40	第1節 共同溝電気施設設計の種類 ..... 2-44	
第2801条 共同溝電気施設設計の種類 ..... 2-40	第2901条 共同溝電気施設設計の種類 ..... 2-44	
第2節 共同溝電気施設設計 ..... 2-40	第2節 共同溝電気施設設計 ..... 2-44	
第2802条 共同溝電気施設設計の区分 ..... 2-40	第2902条 共同溝電気施設設計の区分 ..... 2-44	
第2803条 共同溝電気施設予備設計 ..... 2-40	第2903条 共同溝電気施設予備設計 ..... 2-44	
第2804条 共同溝電気施設詳細設計 ..... 2-40	第2904条 共同溝電気施設詳細設計 ..... 2-44	
第3節 成果物 ..... 2-42	第3節 成果物 ..... 2-47	
第2805条 成果物 ..... 2-42	第2905条 成果物 ..... 2-47	

電気通信設備設計業務共通仕様書新旧対照表

(改定案)

令和4年3月

旧 令和3年版				新(改定案) <span style="color:red">朱書き修正</span>				改定主旨・根拠
表1.2.1 主要技術基準及び参考図書				表1.2.1 主要技術基準及び参考図書				
No.	名 称	編集又は発行所名		No.	名 称	編集又は発行所名		
[1] 共 通				[1] 共 通				発電用太陽電池設備に関する技術基準の追加
1	電気通信設備工事共通仕様書	国土交通省		1	電気通信設備工事共通仕様書	国土交通省		
2	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	国土交通省		2	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	国土交通省		
3	建設機械施工安全技術指針	国土交通省		3	建設機械施工安全技術指針	国土交通省		
4	電気設備技術基準	経済産業省		4	電気設備技術基準	経済産業省		
5	電気通信設備施工管理の手引き	建設電気技術協会		5	発電用太陽電池設備に関する技術基準	経済産業省		
6	電気通信設備据付標準図集	建設電気技術協会		6	電気通信設備施工管理の手引き	建設電気技術協会		
7	電気通信設備工事費積算のための 工事数量とりまとめ要領	建設電気技術協会		7	電気通信設備据付標準図集	建設電気技術協会		
8	道路技術基準通達集	道路技術研究会		8	電気通信設備工事費積算のための 工事数量とりまとめ要領	建設電気技術協会		
9	道路構造令の解釈と運用	日本道路協会		9	道路技術基準通達集	道路技術研究会		
10	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説	日本道路協会		10	道路構造令の解釈と運用	日本道路協会		
11	道路トンネル維持管理便覧	日本道路協会		11	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説	日本道路協会		
12	道路標識設置基準・同解説	日本道路協会		12	道路トンネル維持管理便覧	日本道路協会		
13	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会		13	道路標識設置基準・同解説	日本道路協会		
14	道路照明施設設置基準・同解説	日本道路協会		14	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会		
15	ダム・堰施設技術基準(案)	国土交通省		15	道路照明施設設置基準・同解説	日本道路協会		
16	土木工事安全施工技術指針	全日本建設技術協会		16	ダム・堰施設技術基準(案)	国土交通省		
17	建築設備設計基準・同要領	公共建築協会		17	土木工事安全施工技術指針	全日本建設技術協会		
18	電気供給約款	各電気事業者		18	建築設備設計基準・同要領	公共建築協会		
19	日本産業規格(JIS)	日本規格協会		19	電気供給約款	各電気事業者		
20	電気規格調査会標準規格(JEC)	電気学会		20	日本産業規格(JIS)	日本規格協会		
21	日本電機工業会規格(JEM)	日本電機工業会		21	電気規格調査会標準規格(JEC)	電気学会		
22	日本照明工業会規格(JIL)	日本照明工業会		22	日本電機工業会規格(JEM)	日本電機工業会		
23	日本電線工業会規格(JCS)	日本電線工業会		23	日本照明工業会規格(JIL)	日本照明工業会		
24	電気技術規程(JEAC)	日本電気協会		24	日本電線工業会規格(JCS)	日本電線工業会		
25	電気技術指針(JEAG)	日本電気協会		25	電気技術規程(JEAC)	日本電気協会		
26	労働安全衛生総合研究所技術指針	労働安全衛生総合研究所		26	電気技術指針(JEAG)	日本電気協会		
27	電子情報技術産業協会規格(JEITA)	電子情報技術産業協会		27	労働安全衛生総合研究所技術指針	労働安全衛生総合研究所		
28	電池工業会規格(SBA)	電池工業会		28	電子情報技術産業協会規格(JEITA)	電子情報技術産業協会		
29	日本建設機械要覧	日本建設機械施工協会		29	電池工業会規格(SBA)	電池工業会		
30	雷害対策設計施工要領(案)・同解説	建設電気技術協会		30	日本建設機械要覧	日本建設機械施工協会		
31	鋼構造設計規準	日本建築学会		31	雷害対策設計施工要領(案)・同解説	建設電気技術協会		
32	官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説	公共建築協会		32	鋼構造設計規準	日本建築学会		

電気通信設備設計業務共通仕様書新旧対照表

(改定案)

令和4年3月

旧 令和3年版				新(改定案) <span style="color:red">朱書き修正</span>				改定主旨・根拠	
33	官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説	建築保全センター		<span style="color:red">33</span>	官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説	公共建築協会		<span style="color:red">発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈の追加</span>	
34	各種合成構造設計指針・同解説	日本建築学会		<span style="color:red">34</span>	官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説	建築保全センター			
35	あと施工アンカーボルト設計・施工要領(案)・同解説	建設電気技術協会		<span style="color:red">35</span>	各種合成構造設計指針・同解説	日本建築学会			
36	ストラクチャー設計・施工要領(案)・同解説	建設電気技術協会		<span style="color:red">36</span>	あと施工アンカーボルト設計・施工要領(案)・同解説	建設電気技術協会			
				<span style="color:red">37</span>	ストラクチャー設計・施工要領(案)・同解説	建設電気技術協会			
[2] 電気設備				[2] 電気設備					
1	直流電源装置標準仕様書(48V通信設備用)	国土交通省		1	直流電源装置標準仕様書(48V通信設備用)	国土交通省			
2	直流電源装置標準仕様書(テレメータ用)	国土交通省		2	直流電源装置標準仕様書(テレメータ用)	国土交通省			
3	LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)	国土交通省		3	LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)	国土交通省			
4	公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)	公共建築協会		4	公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)	公共建築協会			
5	電気設備工事施工監理指針	公共建築協会		5	電気設備工事施工監理指針	公共建築協会			
6	電気通信施設設計要領・同解説(電気編)	建設電気技術協会		6	電気通信施設設計要領・同解説(電気編)	建設電気技術協会			
7	道路・トンネル照明器材仕様書・同解説	建設電気技術協会		7	道路・トンネル照明器材仕様書・同解説	建設電気技術協会			
8	道路照明器具・テールホール経年劣化の実態と点検	建設電気技術協会		8	道路照明器具・テールホール経年劣化の実態と点検	建設電気技術協会			
9	高圧受電設備規程	日本電気協会		9	高圧受電設備規程	日本電気協会			
10	共同溝設計指針	日本道路協会		10	共同溝設計指針	日本道路協会			
11	電気設備技術基準・解釈	経済産業省		11	電気設備技術基準・解釈	経済産業省			
12	配電規程	日本電気協会		<span style="color:red">12</span>	<span style="color:red">発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈</span>	<span style="color:red">経済産業省</span>			
13	内線規程	日本電気協会		<span style="color:red">13</span>	配電規程	日本電気協会			
14	建築設備設計・施工上の運用指針	日本建築設備・昇降機センター		<span style="color:red">14</span>	内線規程	日本電気協会			
15	電気工学ハンドブック	電気学会		<span style="color:red">15</span>	建築設備設計・施工上の運用指針	日本建築設備・昇降機センター			
				<span style="color:red">16</span>	電気工学ハンドブック	電気学会			
[3] 通信設備				[3] 通信設備					
1	70MHz帯無線装置(テレメータ・テレコントロール用)標準仕様書	国土交通省		1	70MHz帯無線装置(テレメータ・テレコントロール用)標準仕様書	国土交通省			
2	400MHz帯無線装置(テレメータ・テレコントロール用)標準仕様書	国土交通省		2	400MHz帯無線装置(テレメータ・テレコントロール用)標準仕様書	国土交通省			
3	6.5GHz帯4PSK多重無線装置標準仕様書	国土交通省		3	6.5GHz帯4PSK多重無線装置標準仕様書	国土交通省			

電気通信設備設計業務共通仕様書新旧対照表

(改定案)

令和4年3月

旧 令和3年版				新(改定案)				朱書き修正		改定主旨・根拠
4	6.5GHz帯16QAM多重無線装置標準仕様書	国土交通省		4	6.5GHz帯16QAM多重無線装置標準仕様書	国土交通省				K-COSMOS標準仕様書廃止に伴い削除
5	6.5GHz帯128QAM多重無線装置仕様書	国土交通省		5	6.5GHz帯128QAM多重無線装置仕様書	国土交通省				
6	7.5GHz帯4PSK小容量多重無線装置標準仕様書	国土交通省		6	7.5GHz帯4PSK小容量多重無線装置標準仕様書	国土交通省				
7	7.5GHz帯4PSK多重無線装置標準仕様書	国土交通省		7	7.5GHz帯4PSK多重無線装置標準仕様書	国土交通省				
8	7.5GHz帯16QAM多重無線装置標準仕様書	国土交通省		8	7.5GHz帯16QAM多重無線装置標準仕様書	国土交通省				
9	7.5GHz帯128QAM多重無線装置仕様書	国土交通省		9	7.5GHz帯128QAM多重無線装置仕様書	国土交通省				
10	12GHz帯4PSK多重無線装置標準仕様書	国土交通省		10	12GHz帯4PSK多重無線装置標準仕様書	国土交通省				
11	12GHz帯16QAM多重無線装置標準仕様書	国土交通省		11	12GHz帯16QAM多重無線装置標準仕様書	国土交通省				
12	12GHz帯128QAM多重無線装置仕様書	国土交通省		12	12GHz帯128QAM多重無線装置仕様書	国土交通省				
13	6.5/7.5/12GHz帯4PSK多重無線装置(簡易型)標準仕様書	国土交通省		13	6.5/7.5/12GHz帯4PSK多重無線装置(簡易型)標準仕様書	国土交通省				
14	デジタル端局装置標準仕様書	国土交通省		14	デジタル端局装置標準仕様書	国土交通省				
15	デジタル端局装置(SDH)仕様書	国土交通省		15	デジタル端局装置(SDH)仕様書	国土交通省				
16	デジタル交換装置(構内及び中継交換用)標準仕様書	国土交通省		16	デジタル交換装置(構内及び中継交換用)標準仕様書	国土交通省				
17	パラボラアンテナ仕様書	国土交通省		17	パラボラアンテナ仕様書	国土交通省				
18	テレメータ(災害対策)装置仕様書	国土交通省		18	テレメータ(災害対策)装置仕様書	国土交通省				
19	テレメータ装置標準仕様書	国土交通省		19	テレメータ装置標準仕様書	国土交通省				
20	放流警報装置標準仕様書	国土交通省		20	放流警報装置標準仕様書	国土交通省				
21	移動通信システム(K-COSMOS)標準仕様書	国土交通省		<del>21</del>	<del>移動通信システム(K-COSMOS)標準仕様書</del>	<del>国土交通省</del>				
22	専用通信網監視制御装置標準仕様書	国土交通省		21	専用通信網監視制御装置標準仕様書	国土交通省				
23	光ファイバ線路監視装置仕様書	国土交通省		22	光ファイバ線路監視装置仕様書	国土交通省				
24	IPネットワークアドレス標準	国土交通省		23	IPネットワークアドレス標準	国土交通省				
25	テレメータ装置(自律型)標準仕様書	国土交通省		24	テレメータ装置(自律型)標準仕様書	国土交通省				
26	デジタル陸上移動通信システム(K-λ)標準仕様書	国土交通省		25	デジタル陸上移動通信システム(K-λ)標準仕様書	国土交通省				
27	公共ブロードバンド移動通信システム標準仕様書	国土交通省		26	公共ブロードバンド移動通信システム標準仕様書	国土交通省				
28	電気通信施設設計要領・同解説(通信編)	建設電気技術協会		27	電気通信施設設計要領・同解説(通信編)	建設電気技術協会				
29	光ファイバケーブル施工要領・同解説	建設電気技術協会		28	光ファイバケーブル施工要領・同解説	建設電気技術協会				
30	通信鉄塔設計要領・同解説	建設電気技術協会		29	通信鉄塔設計要領・同解説	建設電気技術協会				
31	通信鉄塔・局舎耐震診断基準(案)・同解説	建設電気技術協会 日本建築防災協会		30	通信鉄塔・局舎耐震診断基準(案)・同解説	建設電気技術協会 日本建築防災協会				
32	塔状鋼構造設計指針・同解説	日本建築学会		31	塔状鋼構造設計指針・同解説	日本建築学会				
33	電子情報通信ハンドブック	電子情報通信学会		32	電子情報通信ハンドブック	電子情報通信学会				

旧 令和3年版				新(改定案) <span style="color: red;">朱書き修正</span>				改定主旨・根拠
34	無線工学ハンドブック	無線工学ハンドブック 編集委員会		33	無線工学ハンドブック	無線工学ハンドブック 編集委員会		太陽光発電設備設計の追加
<p style="color: red; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">第3章 新エネルギー電源設備設計</p> <p style="color: red; font-weight: bold; font-size: 1.1em;">第1節 新エネルギー電源設備設計の種類</p> <p style="color: red; font-weight: bold; font-size: 1.0em;">第2301条 新エネルギー電源設備設計の種類</p> <p style="color: red; font-size: 1.0em;">新エネルギー電源設備設計の種類は、以下のとおりとする。</p> <p style="color: red; font-size: 1.0em;">(1) 太陽光発電設備設計</p> <p style="color: red; font-weight: bold; font-size: 1.1em;">第2節 太陽光発電設備設計</p> <p style="color: red; font-weight: bold; font-size: 1.0em;">第2302条 太陽光発電設備設計の区分</p> <p style="color: red; font-size: 1.0em;">太陽光発電設備設計は、次の区分により行うものとする。</p> <p style="color: red; font-size: 1.0em;">(1) 太陽光発電設備予備設計</p> <p style="color: red; font-size: 1.0em;">(2) 太陽光発電設備詳細設計</p> <p style="color: red; font-weight: bold; font-size: 1.0em;">第2303条 太陽光発電設備予備設計</p> <p style="color: red; font-size: 1.0em;">1. 業務目的</p> <p style="color: red; font-size: 1.0em;">太陽光発電設備予備設計は、電力供給対象設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、太陽光発電設備の設備容量・規模の算出と設置位置の地形、地質、他の施設等の関連、規制を受ける関係法令等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、施設の基本的な構成要素となる資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。</p> <p style="color: red; font-size: 1.0em;">2. 業務内容</p> <p style="color: red; font-size: 1.0em;">太陽光発電設備予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。</p> <p style="color: red; font-size: 1.0em;">なお、予備設計は地形図（縮尺1/250～1/50,000）、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等（日射量、方位角、気象条件、電力送配電会社条件、設備容量、土木、建築、機械等の設計・計画資料及び関係法令を含む。）に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。</p> <p style="color: red; font-size: 1.0em;">3. 貸与資料</p> <p style="color: red; font-size: 1.0em;">第2103条第3項に準じるものとする。</p> <p style="color: red; font-weight: bold; font-size: 1.0em;">第2304条 太陽光発電設備詳細設計</p> <p style="color: red; font-size: 1.0em;">1. 業務目的</p>								



旧 令和3年版	新(改定案) <span style="color: red;">朱書き修正</span>	改定主旨・根拠
	<p style="color: red;">太陽光発電設備詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、電力供給対象設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、太陽光発電設備の設備容量の算出と、設置位置の自然条件、地形、地質、他の施設等の関連等に基づき、太陽光発電設備の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p style="color: red;">太陽光発電設備詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。</p> <p style="color: red;">また、計画負荷設備容量についても特記仕様書によるものとする。</p> <p>(1) 設計計画</p> <p style="color: red;">第2104条第2項の(1)に準じるものとする。</p> <p>(2) 現地踏査</p> <p style="color: red;">受注者は、設計に先立って現地踏査を行い、特記仕様書に示された設計範囲、及び貸与資料等と現地の整合性を目視により確認するものとする。</p> <p style="color: red;">また、現地踏査では現地の状況（自然条件、地形、立地条件、地下埋設物）、設置スペースの確認、他構造物との関連、系統連系電源（受電箇所、受電方式、屋内設備電源供給箇所、既設電源系統）、用排水等の自然条件、周辺状況を調査し、併せて資機材搬入路、施工ヤード等の施工性の判断及び施工計画の立案に必要な現地状況を把握するものとする。</p> <p>(3) 現地調査</p> <p style="color: red;">第2104条第2項の(3)に準じるものとする。</p> <p>(4) 設計条件の確認</p> <p style="color: red;">第2104条第2項の(4)に準じるものとする。</p> <p>(5) 太陽光発電設備設計</p> <p style="color: red;">1) 受注者は、特記仕様書等で示された条件、施設の概要、負荷設備の条件に基づいて、太陽光発電出力の算定、太陽電池モジュール及び配列方式の決定、架台配置位置の決定、遠隔監視及び制御の要否の決定を行い、太陽光発電設備の大きさを基に、敷地条件、経済性等を考慮し、全体の基本的な諸元及び設計条件を決定する。</p> <p style="color: red;">2) 1)項で決定された事項に対して詳細な検討を加え、電気系統計画、架台構造、接地設備、雷保護設備の検討を行い、各種使用機器の諸元及び主材料並びに主要機器配置、耐震強度検討等の決定を行うものとする。</p> <p style="color: red;">3) 特記仕様書に基礎の設計について定めがある場合はさらに、太陽光発電設備の基礎は、地盤の強度と変形、基礎体の強度をそれぞれ検討し、基礎の安全性と同時に太陽光発電設備に対する安全性を十分に確保するものとする。</p> <p style="color: red;">4) 特記仕様書に基礎の設計について定めがある場合はさらに、基礎の形状・構造・寸法等は太陽光発電設備から伝達される荷重の性質及び大きさ、設備の重要性や地質調査によって得られた地盤の構成及び物理的、力学的特性の他、敷地条件及び施工性並びに環境条件を総合的に判断して構造形式・構造材料及び構造種別等を決定する。</p>	

旧 令和3年版	新(改定案) <span style="color: red;">朱書き修正</span>	改定主旨・根拠																										
	<p>(6) 設計図 受注者は、当該設計の検討結果に基づき、次に示す設計図を標準として作成するものとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>1) 位置図</td> <td>縮尺 1/25,000～1/50,000</td> </tr> <tr> <td>2) 敷地平面図</td> <td>縮尺 1/200～1/2,500</td> </tr> <tr> <td>3) 基礎一般図</td> <td>縮尺 1/10～1/100(基礎の設計が必要な場合)</td> </tr> <tr> <td>4) 配筋図</td> <td>縮尺 1/10～1/100(基礎の設計が必要な場合)</td> </tr> <tr> <td>5) 接地設備詳細図</td> <td>縮尺 1/5～1/50(基礎の設計が必要な場合)</td> </tr> <tr> <td>6) 太陽光発電設備一般図</td> <td>縮尺 1/10～1/100</td> </tr> <tr> <td>7) 架台詳細図</td> <td>縮尺 1/10～1/100</td> </tr> <tr> <td>8) アンカー材詳細図</td> <td>縮尺 1/5～1/50</td> </tr> <tr> <td>9) 単線結線図</td> <td>適宜</td> </tr> <tr> <td>10) システム系統図</td> <td>適宜</td> </tr> <tr> <td>11) 機器間配線図</td> <td>適宜</td> </tr> <tr> <td>12) 機器詳細図</td> <td>縮尺 1/10～1/100</td> </tr> <tr> <td>13) 機器据付図</td> <td>縮尺 1/10～1/100</td> </tr> </table> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p>(8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとする。</p> <p>(9) 照査 照査技術者は、特記仕様書において定めがある場合、共通仕様書第1108条に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 設計条件の決定に際し、現地状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に太陽光発電出力の算定については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 なお、特記仕様書に基礎の設計について定めがある場合はさらに、地形、地質条件について設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</li> <li>2) 設計図面を基に、施設の規模、発電出力、電気系統計画、架台構造、接地設備、雷保護設備が適切であるか、並びにそれらと設計基本条件及び関連設備との整合が適切にとれているかについての照査を行う。 なお、特記仕様書に基礎の設計について定めがある場合はさらに、基礎の形状、寸法、基礎の種類、占有スペース等が適切であるかについて、上記と同様の照査を行う。</li> <li>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。</li> <li>4) 設計計算、設計図、数量等の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。</li> </ol> <p>(10) 報告書の作成 受注者は、設計業務の成果として、第1211条に準じて作成するものとする。</p>	1) 位置図	縮尺 1/25,000～1/50,000	2) 敷地平面図	縮尺 1/200～1/2,500	3) 基礎一般図	縮尺 1/10～1/100(基礎の設計が必要な場合)	4) 配筋図	縮尺 1/10～1/100(基礎の設計が必要な場合)	5) 接地設備詳細図	縮尺 1/5～1/50(基礎の設計が必要な場合)	6) 太陽光発電設備一般図	縮尺 1/10～1/100	7) 架台詳細図	縮尺 1/10～1/100	8) アンカー材詳細図	縮尺 1/5～1/50	9) 単線結線図	適宜	10) システム系統図	適宜	11) 機器間配線図	適宜	12) 機器詳細図	縮尺 1/10～1/100	13) 機器据付図	縮尺 1/10～1/100	
1) 位置図	縮尺 1/25,000～1/50,000																											
2) 敷地平面図	縮尺 1/200～1/2,500																											
3) 基礎一般図	縮尺 1/10～1/100(基礎の設計が必要な場合)																											
4) 配筋図	縮尺 1/10～1/100(基礎の設計が必要な場合)																											
5) 接地設備詳細図	縮尺 1/5～1/50(基礎の設計が必要な場合)																											
6) 太陽光発電設備一般図	縮尺 1/10～1/100																											
7) 架台詳細図	縮尺 1/10～1/100																											
8) アンカー材詳細図	縮尺 1/5～1/50																											
9) 単線結線図	適宜																											
10) システム系統図	適宜																											
11) 機器間配線図	適宜																											
12) 機器詳細図	縮尺 1/10～1/100																											
13) 機器据付図	縮尺 1/10～1/100																											

旧 令和3年版	新(改定案) <b>朱書き修正</b>	改定主旨・根拠																							
	<p>なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 設計条件</li> <li>2) 太陽光発電設備の諸元表</li> <li>3) 基礎諸元表（基礎強度計算結果含む）（基礎の設計を行う場合）</li> <li>4) 基礎一般図（配筋図含む）（基礎の設計を行う場合）</li> <li>5) 単線結線図</li> <li>6) 設備容量の決定根拠</li> <li>7) 強度検討資料</li> <li>8) 工事実施にあたっての留意事項</li> <li>9) 自家用電気工作物工事計画届出書（案）</li> <li>10) 有資格者配置及び各種規定類（案）（必要な場合）</li> </ol> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 太陽光発電設備予備設計報告書及び設計図面（予備設計実施済の場合）</li> <li>2) 発電設備設置予定箇所平面図</li> <li>3) 太陽光発電設備関係図</li> <li>4) 地形図(基礎の設計を行う場合)</li> <li>5) 敷地平面図(基礎の設計を行う場合)</li> <li>6) 地盤調査、土質試験等調査資料(基礎の設計を行う場合)</li> </ol> <p><b>第3節 成果物</b></p> <p><b>第2305条 成果物</b></p> <p>受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表2.3.1に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。</p> <p>ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>表2.3.1 太陽光発電設備詳細設計成果物一覧表</b></p> <table border="1" data-bbox="1391 1476 2591 1885"> <thead> <tr> <th>設計種別</th> <th>設計項目</th> <th>成果物項目</th> <th>縮 尺</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">太陽光 発電設備 設計</td> <td rowspan="7">太陽光 発電設備 詳細設計</td> <td rowspan="7">設計図書</td> <td>位置図</td> <td>1/25,000～1/50,000</td> <td rowspan="7">(基礎の設計を行う場合)</td> </tr> <tr> <td>敷地平面図</td> <td>1/200～1/2,500</td> </tr> <tr> <td>基礎一般図</td> <td>1/10～1/100</td> </tr> <tr> <td>配筋図</td> <td>1/10～1/100</td> </tr> <tr> <td>接地設備詳細図</td> <td>1/5～1/50</td> </tr> <tr> <td>太陽光発電設備一般図</td> <td>1/10～1/100</td> </tr> <tr> <td>架台詳細図</td> <td>1/10～1/100</td> </tr> </tbody> </table>	設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要	太陽光 発電設備 設計	太陽光 発電設備 詳細設計	設計図書	位置図	1/25,000～1/50,000	(基礎の設計を行う場合)	敷地平面図	1/200～1/2,500	基礎一般図	1/10～1/100	配筋図	1/10～1/100	接地設備詳細図	1/5～1/50	太陽光発電設備一般図	1/10～1/100	架台詳細図	1/10～1/100	
設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要																					
太陽光 発電設備 設計	太陽光 発電設備 詳細設計	設計図書	位置図	1/25,000～1/50,000	(基礎の設計を行う場合)																				
			敷地平面図	1/200～1/2,500																					
			基礎一般図	1/10～1/100																					
			配筋図	1/10～1/100																					
			接地設備詳細図	1/5～1/50																					
			太陽光発電設備一般図	1/10～1/100																					
			架台詳細図	1/10～1/100																					

電気通信設備設計業務共通仕様書新旧対照表

(改定案)

令和4年3月

旧 令和3年版	新(改定案) <span style="color: red;">朱書き修正</span>			改定主旨・根拠																																									
			<table border="1"> <tr> <td>アンカー材 詳細図</td> <td>1/5～1/50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>単線結線図</td> <td>適 宜</td> <td></td> </tr> <tr> <td>システム系統図</td> <td>適 宜</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器間配線図</td> <td>適 宜</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器詳細図</td> <td>1/10～1/100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器据付図</td> <td>1/10～1/200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>数量計算書</td> <td>数量計算書</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">報告書</td> <td>設計概要書</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設計計算書</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>検討書</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>機器仕様書</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>基礎計算書</td> <td></td> <td>(基礎の設計を行う場合)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>協議簿(系統連携)</td> <td></td> <td>電力会社</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他参考資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </table>	アンカー材 詳細図	1/5～1/50		単線結線図	適 宜		システム系統図	適 宜		機器間配線図	適 宜		機器詳細図	1/10～1/100		機器据付図	1/10～1/200		数量計算書	数量計算書	—	報告書	設計概要書	—	設計計算書	—	検討書	—	機器仕様書	—	基礎計算書		(基礎の設計を行う場合)		協議簿(系統連携)		電力会社		その他参考資料	—		
アンカー材 詳細図	1/5～1/50																																												
単線結線図	適 宜																																												
システム系統図	適 宜																																												
機器間配線図	適 宜																																												
機器詳細図	1/10～1/100																																												
機器据付図	1/10～1/200																																												
数量計算書	数量計算書	—																																											
報告書	設計概要書	—																																											
	設計計算書	—																																											
	検討書	—																																											
	機器仕様書	—																																											
	基礎計算書		(基礎の設計を行う場合)																																										
	協議簿(系統連携)		電力会社																																										
	その他参考資料	—																																											

旧 令和3年版	新(改定案) <span style="color: red;">朱書き修正</span>	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第3章 無停電電源設備設計</b></p> <p><b>第1節 無停電電源設備設計の種類</b></p> <p><b>第2301条 無停電電源設備設計の種類</b> 無停電電源設備設計の種類は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 無停電電源設備設計</p> <p><b>第2節 無停電電源設備設計</b></p> <p><b>第2302条 無停電電源設備設計の区分</b> 無停電電源設備設計は、次の区分により行うものとする。</p> <p>(1) 無停電電源設備予備設計 (2) 無停電電源設備詳細設計</p> <p><b>第2303条 無停電電源設備予備設計</b></p> <p>1. 業務目的 無停電電源設備の予備設計は、無停電電力供給対象設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、無停電電源設備の設備容量・規模の算出と設置場所の他の施設等の関連、規制を受ける関係法令等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、施設の基本的な構成要素となる資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 無停電電源設備予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。 なお、予備設計は現地踏査結果、文献及び設計条件等（設計・計画資料及び関係法令を含む。）に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。</p> <p>3. 貸与資料 第2103条第3項に準じるものとする。</p> <p><b>第2304条 無停電電源設備詳細設計</b></p> <p>1. 業務目的 無停電電源設備詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、無停電電力供給対象設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、無停電電源設備の給電方式の選定、設備容量の算出及び蓄電池容量の算出と、設置位置の他施設等の関連等に基づき、無停電電源設備の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>(途中省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4章 無停電電源設備設計</b></p> <p><b>第1節 無停電電源設備設計の種類</b></p> <p><b>第2401条 無停電電源設備設計の種類</b> 無停電電源設備設計の種類は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 無停電電源設備設計</p> <p><b>第2節 無停電電源設備設計</b></p> <p><b>第2402条 無停電電源設備設計の区分</b> 無停電電源設備設計は、次の区分により行うものとする。</p> <p>(1) 無停電電源設備予備設計 (2) 無停電電源設備詳細設計</p> <p><b>第2403条 無停電電源設備予備設計</b></p> <p>1. 業務目的 無停電電源設備の予備設計は、無停電電力供給対象設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、無停電電源設備の設備容量・規模の算出と設置場所の他の施設等の関連、規制を受ける関係法令等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、施設の基本的な構成要素となる資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 無停電電源設備予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。 なお、予備設計は現地踏査結果、文献及び設計条件等（設計・計画資料及び関係法令を含む。）に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。</p> <p>3. 貸与資料 第2103条第3項に準じるものとする。</p> <p><b>第2404条 無停電電源設備詳細設計</b></p> <p>1. 業務目的 無停電電源設備詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、無停電電力供給対象設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、無停電電源設備の給電方式の選定、設備容量の算出及び蓄電池容量の算出と、設置位置の他施設等の関連等に基づき、無停電電源設備の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>(途中省略)</p>	

旧 令和3年版

新(改定案)

朱書き修正

改定主旨・根拠

第3節 成果物

第2305条 成果物

受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表2.3.1に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。

ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。

表2.3.1 無停電電源設備詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	摘要
無 停 電 電 源 設 備 設 計	設計図書	位置図	1/25,000 ~ 1/50,000	
		平面図	1/100~1/2,500	
		単線結線図	適宜	
		機器外形図	1/10~1/200	
		機器間配線図	適宜	
		機器配置図	1/10~1/200	
		機器据付図	1/10~1/200	
		数量計算書	数量計算書	—
	報告書	設計概要書	—	
		設計計算書	—	
		検討書	—	
		機器仕様書	—	
		その他参考資料	—	

第3節 成果物

第2405条 成果物

受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表2.4.1に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。

ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。

表2.4.1 無停電電源設備詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	摘要	
無 停 電 電 源 設 備 設 計	設計図書	位置図	1/25,000~1/50,000		
		平面図	1/100~1/2,500		
		単線結線図	適宜		
		機器外形図	1/10~1/200		
		機器間配線図	適宜		
		機器配置図	1/10~1/200		
		機器据付図	1/10~1/200		
	数量計算書	数量計算書	—		
		報告書	設計概要書	—	
			設計計算書	—	
			検討書	—	
			機器仕様書	—	
			その他参考資料	—	

旧 令和3年版	新(改定案) <span style="color: red;">朱書き修正</span>	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第4章 直流電源設備設計</b></p> <p><b>第1節 直流電源設備設計の種類</b></p> <p><b>第2401条 直流電源設備設計の種類</b>                      直流電源設備設計の種類は、以下のとおりとする。                      (1) 直流電源設備設計</p> <p><b>第2節 直流電源設備設計</b></p> <p><b>第2402条 直流電源設備設計の区分</b>                      直流電源設備設計は、次の設計を行うものとする。                      (1) 直流電源設備予備設計                      (2) 直流電源設備詳細設計</p> <p><b>第2403条 直流電源設備予備設計</b></p> <p>1. 業務目的                      直流電源設備の予備設計は、直流電力供給対象設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、直流電源設備の設備容量・規模の算出と設置場所の他の施設等の関連、規制を受ける関係法令等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、施設の基本的な構成要素となる資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容                      直流電源設備予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。                      なお、予備設計は現地踏査結果、文献及び設計条件等（設計・計画資料及び関係法令を含む。）に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。</p> <p>3. 貸与資料                      第2103条第3項に準じるものとする。</p> <p><b>第2404条 直流電源設備詳細設計</b></p> <p>1. 業務目的                      直流電源設備詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、直流電力供給対象設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、直流電源設備の給電方式の選定、設備容量の算出及び蓄電池容量の算出、設置位置の他施設等の関連等に基づき、直流電源設備の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>(途中省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第5章 直流電源設備設計</b></p> <p><b>第1節 直流電源設備設計の種類</b></p> <p><b>第2501条 直流電源設備設計の種類</b>                      直流電源設備設計の種類は、以下のとおりとする。                      (1) 直流電源設備設計</p> <p><b>第2節 直流電源設備設計</b></p> <p><b>第2502条 直流電源設備設計の区分</b>                      直流電源設備設計は、次の設計を行うものとする。                      (1) 直流電源設備予備設計                      (2) 直流電源設備詳細設計</p> <p><b>第2503条 直流電源設備予備設計</b></p> <p>1. 業務目的                      直流電源設備の予備設計は、直流電力供給対象設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、直流電源設備の設備容量・規模の算出と設置場所の他の施設等の関連、規制を受ける関係法令等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、施設の基本的な構成要素となる資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容                      直流電源設備予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。                      なお、予備設計は現地踏査結果、文献及び設計条件等（設計・計画資料及び関係法令を含む。）に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。</p> <p>3. 貸与資料                      第2103条第3項に準じるものとする。</p> <p><b>第2504条 直流電源設備詳細設計</b></p> <p>1. 業務目的                      直流電源設備詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、直流電力供給対象設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、直流電源設備の給電方式の選定、設備容量の算出及び蓄電池容量の算出、設置位置の他施設等の関連等に基づき、直流電源設備の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>(途中省略)</p>	

旧 令和3年版

新(改定案)

朱書き修正

改定主旨・根拠

第3節 成果物

第2405条 成果物

受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表2.4.1に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。

ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。

表2.4.1 直流電源設備詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	摘要
直 流 電 源 設 備 設 計	設計図書	位置図	1/25,000~1/50,000	
		単線結線図	適宜	
		機器外形図	1/10~1/200	
		機器間配線図	適宜	
		機器配置図	1/10~1/200	
		機器据付図	1/10~1/200	
	数量計算書	数量計算書	—	
	報告書	設計概要書	—	
		設計計算書	—	
		検討書	—	
		機器仕様書	—	
		その他参考資料	—	

第3節 成果物

第2505条 成果物

受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表2.5.1に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。

ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。

表2.5.1 直流電源設備詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	摘要
直 流 電 源 設 備 設 計	設計図書	位置図	1/25,000~1/50,000	
		単線結線図	適宜	
		機器外形図	1/10~1/200	
		機器間配線図	適宜	
		機器配置図	1/10~1/200	
		機器据付図	1/10~1/200	
	数量計算書	数量計算書	—	
	報告書	設計概要書	—	
		設計計算書	—	
		検討書	—	
		機器仕様書	—	
		その他参考資料	—	



旧 令和3年版	新(改定案) <span style="color: red;">朱書き修正</span>	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第5章 配電線路設計</b></p> <p><b>第1節 配電線路設計の種類</b></p> <p><b>第2501条 配電線路設計の種類</b> 配電線路設計の種類は、以下のとおりとする。 (1) 配電線路経路等設計</p> <p><b>第2節 配電線路経路等設計</b></p> <p><b>第2502条 配電線路経路等設計の区分</b> 配電線路経路等設計は、次の区分により行うものとする。 (1) 配電線路経路等予備設計 (2) 配電線路経路等詳細設計</p> <p><b>第2503条 配電線路経路等予備設計</b></p> <p>1. 業務目的 配電線路経路等予備設計は、電力供給設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、施工規模、施工場所の地形、地質、他の施設等の関連等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、機能性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、基本的な経路決定の資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 配電線路経路等予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。 なお、予備設計は地形図（縮尺1/2,500～1/50,000）、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等（土木、建築、機械等の設計・計画資料を含む。）に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。</p> <p>3. 貸与資料 第2103条第3項に準じるものとする。</p> <p><b>第2504条 配電線路経路等詳細設計</b></p> <p>1. 業務目的 配電線路経路等詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、電力供給設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、施工規模、施工場所の地形、地質、他の施設との関連等に基づき、配電線路経路等の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>(途中省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第6章 配電線路設計</b></p> <p><b>第1節 配電線路設計の種類</b></p> <p><b>第2601条 配電線路設計の種類</b> 配電線路設計の種類は、以下のとおりとする。 (1) 配電線路経路等設計</p> <p><b>第2節 配電線路経路等設計</b></p> <p><b>第2602条 配電線路経路等設計の区分</b> 配電線路経路等設計は、次の区分により行うものとする。 (1) 配電線路経路等予備設計 (2) 配電線路経路等詳細設計</p> <p><b>第2603条 配電線路経路等予備設計</b></p> <p>1. 業務目的 配電線路経路等予備設計は、電力供給設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、施工規模、施工場所の地形、地質、他の施設等の関連等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、機能性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、基本的な経路決定の資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 配電線路経路等予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。 なお、予備設計は地形図（縮尺1/2,500～1/50,000）、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等（土木、建築、機械等の設計・計画資料を含む。）に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。</p> <p>3. 貸与資料 第2103条第3項に準じるものとする。</p> <p><b>第2604条 配電線路経路等詳細設計</b></p> <p>1. 業務目的 配電線路経路等詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、電力供給設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、施工規模、施工場所の地形、地質、他の施設との関連等に基づき、配電線路経路等の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>(途中省略)</p>	

旧 令和3年版

新(改定案)

朱書き修正

改定主旨・根拠

第3節 成果物

第2505条 成果物

受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表2.8.1に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。

ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。

表2.5.1 配電線路経路等詳細成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要
配電線路経路等設計	設計図書	位置図	1/25,000 ~ 1/50,000	
		配電線平面図	1/200~1/1,000	
		配電線経路図	1/10~1/100	
		建柱図	適宜	
		装柱図	適宜	
		配管配線図	適宜	
	数量計算書	数量計算書	—	
	報告書	設計概要書	—	
		設計計算書	—	
		検討書	—	
		その他参考資料	—	

第3節 成果物

第2605条 成果物

受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表2.6.1に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。

ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。

表2.6.1 配電線路経路等詳細成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要
配電線路経路等設計	設計図書	位置図	1/25,000~1/50,000	
		配電線平面図	1/200~1/1,000	
		配電線経路図	1/10~1/100	
		建柱図	適宜	
		装柱図	適宜	
		配管配線図	適宜	
	数量計算書	数量計算書	—	
	報告書	設計概要書	—	
		設計計算書	—	
		検討書	—	
		その他参考資料	—	

旧 令和3年版	新(改定案) <span style="color: red;">朱書き修正</span>	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第6章 道路照明施設設計</b></p> <p><b>第1節 道路照明施設設計の種類</b></p> <p><b>第2601条 道路照明施設設計の種類</b> 道路照明施設設計の種類は、以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 道路照明施設設計</li> <li>(2) 交差点照明施設設計</li> <li>(3) インターチェンジ照明設計</li> <li>(4) 橋梁照明施設設計</li> <li>(5) 自発光視線誘導設備設</li> </ol> <p><b>第2節 道路照明施設設計</b></p> <p><b>第2602条 道路照明施設設計の区分</b> 道路照明施設設計は、次の区分により行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 道路照明施設予備設計</li> <li>(2) 道路照明施設詳細設計</li> </ol> <p><b>第2603条 道路照明施設予備設計</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 業務目的 道路照明施設予備設計は、関連道路設計及び既存の関連資料を基に、道路照明施設の規模、計画交通量、道路構造、設置場所の地形、地質、他の施設との関連等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、機能性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、基本的な施設決定の資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。</li> <li>2. 業務内容 道路照明施設予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。 なお、予備設計は地形図（縮尺1/2,500～1/50,000）、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等（土木、建築、機械等の設計・計画資料を含む。）に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。</li> <li>3. 貸与資料 第2103条第3項に準じるものとする。</li> </ol> <p><b>第2604条 道路照明施設詳細設計</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 業務目的 道路照明施設詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、関連道路設計及び既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、道路照明施設の規模、配置、計画交通量、道路構造、設置場所の地形、地質、他の施設との関連等に基づき、道路照明施設の</li> </ol>	<p style="text-align: center;"><b>第7章 道路照明施設設計</b></p> <p><b>第1節 道路照明施設設計の種類</b></p> <p><b>第2701条 道路照明施設設計の種類</b> 道路照明施設設計の種類は、以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 道路照明施設設計</li> <li>(2) 交差点照明施設設計</li> <li>(3) インターチェンジ照明設計</li> <li>(4) 橋梁照明施設設計</li> <li>(5) 自発光視線誘導設備設</li> </ol> <p><b>第2節 道路照明施設設計</b></p> <p><b>第2702条 道路照明施設設計の区分</b> 道路照明施設設計は、次の区分により行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 道路照明施設予備設計</li> <li>(2) 道路照明施設詳細設計</li> </ol> <p><b>第2703条 道路照明施設予備設計</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 業務目的 道路照明施設予備設計は、関連道路設計及び既存の関連資料を基に、道路照明施設の規模、計画交通量、道路構造、設置場所の地形、地質、他の施設との関連等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、機能性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、基本的な施設決定の資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。</li> <li>2. 業務内容 道路照明施設予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。 なお、予備設計は地形図（縮尺1/2,500～1/50,000）、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等（土木、建築、機械等の設計・計画資料を含む。）に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。</li> <li>3. 貸与資料 第2103条第3項に準じるものとする。</li> </ol> <p><b>第2704条 道路照明施設詳細設計</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 業務目的 道路照明施設詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、関連道路設計及び既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、道路照明施設の規模、配置、計画交通量、道路構造、設置場所の地形、地質、他の施設との関連等に基づき、道路照明施設の</li> </ol>	

旧 令和3年版	新(改定案) <span style="color: red;">朱書き修正</span>	改定主旨・根拠
<p>工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>(途中省略)</p> <p><b>第3節 交差点照明施設設計</b></p> <p><b>第2605条 交差点照明施設設計の区分</b>                      交差点照明施設設計は、次の区分により行うものとする。                      (1) 交差点照明施設予備設計                      (2) 交差点照明施設詳細設計</p> <p><b>第2606条 交差点照明施設予備設計</b>                      1. 業務目的                      交差点照明施設予備設計は、関連道路設計及び既存の関連資料を基に、交差点照明施設の規模、計画交通量、交差点構造、設置場所の地形、地質、他の施設との関連等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、機能性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、基本的な施設決定の資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容                      交差点照明施設予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。                      なお、予備設計は地形図(縮尺1/2,500~1/50,000)、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等(土木、建築、機械等の設計・計画資料を含む。)に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。</p> <p>3. 貸与資料                      第2103条第3項に準じるものとする。</p> <p><b>第2607条 交差点照明施設詳細設計</b>                      1. 業務目的                      交差点照明施設詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、関連道路設計及び既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、交差点照明施設の規模、配置、計画交通量、交差点構造、設置場所の地形、地質、他の施設との関連等に基づき、交差点照明施設の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>(途中省略)</p>	<p>工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>(途中省略)</p> <p><b>第3節 交差点照明施設設計</b></p> <p><b>第2705条 交差点照明施設設計の区分</b>                      交差点照明施設設計は、次の区分により行うものとする。                      (1) 交差点照明施設予備設計                      (2) 交差点照明施設詳細設計</p> <p><b>第2706条 交差点照明施設予備設計</b>                      1. 業務目的                      交差点照明施設予備設計は、関連道路設計及び既存の関連資料を基に、交差点照明施設の規模、計画交通量、交差点構造、設置場所の地形、地質、他の施設との関連等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、機能性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、基本的な施設決定の資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容                      交差点照明施設予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。                      なお、予備設計は地形図(縮尺1/2,500~1/50,000)、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等(土木、建築、機械等の設計・計画資料を含む。)に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。</p> <p>3. 貸与資料                      第2103条第3項に準じるものとする。</p> <p><b>第2707条 交差点照明施設詳細設計</b>                      1. 業務目的                      交差点照明施設詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、関連道路設計及び既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、交差点照明施設の規模、配置、計画交通量、交差点構造、設置場所の地形、地質、他の施設との関連等に基づき、交差点照明施設の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>(途中省略)</p>	

旧 令和3年版	新(改定案) <span style="color: red;">朱書き修正</span>	改定主旨・根拠
<p><b>第4節 インターチェンジ照明施設設計</b></p> <p><b>第2608条 インターチェンジ照明施設設計の区分</b>                      インターチェンジ照明施設設計は、次の区分により行うものとする。                      (1) インターチェンジ照明施設予備設計                      (2) インターチェンジ照明施設詳細設計</p> <p><b>第2609条 インターチェンジ照明施設予備設計</b>                      1. 業務目的                      インターチェンジ照明施設予備設計は、関連道路設計及び既存の関連資料を基に、インターチェンジ照明施設の規模、計画交通量、インターチェンジの構造、設置場所の地形、地質、他の施設との関連等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、機能性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、基本的な施設決定の資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。                      2. 業務内容                      インターチェンジ照明施設予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。                      なお、予備設計は地形図（縮尺1/2,500～1/50,000）、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等（土木、建築、機械等の設計・計画資料を含む。）に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。                      3. 貸与資料                      第2103条第3項に準じるものとする。</p> <p><b>第2610条 インターチェンジ照明施設詳細設計</b>                      1. 業務目的                      インターチェンジ照明施設詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、関連道路設計及び既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、インターチェンジ照明施設の規模、配置、計画交通量、インターチェンジの構造、設置場所の地形、地質、他の施設との関連等に基づき、インターチェンジ照明施設の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>(途中省略)</p>	<p><b>第4節 インターチェンジ照明施設設計</b></p> <p><b>第2708条 インターチェンジ照明施設設計の区分</b>                      インターチェンジ照明施設設計は、次の区分により行うものとする。                      (1) インターチェンジ照明施設予備設計                      (2) インターチェンジ照明施設詳細設計</p> <p><b>第2709条 インターチェンジ照明施設予備設計</b>                      1. 業務目的                      インターチェンジ照明施設予備設計は、関連道路設計及び既存の関連資料を基に、インターチェンジ照明施設の規模、計画交通量、インターチェンジの構造、設置場所の地形、地質、他の施設との関連等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、機能性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、基本的な施設決定の資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。                      2. 業務内容                      インターチェンジ照明施設予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。                      なお、予備設計は地形図（縮尺1/2,500～1/50,000）、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等（土木、建築、機械等の設計・計画資料を含む。）に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。                      3. 貸与資料                      第2103条第3項に準じるものとする。</p> <p><b>第2710条 インターチェンジ照明施設詳細設計</b>                      1. 業務目的                      インターチェンジ照明施設詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、関連道路設計及び既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、インターチェンジ照明施設の規模、配置、計画交通量、インターチェンジの構造、設置場所の地形、地質、他の施設との関連等に基づき、インターチェンジ照明施設の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>(途中省略)</p>	

旧 令和3年版	新(改定案) <span style="color: red;">朱書き修正</span>	改定主旨・根拠
<p><b>第5節 橋梁照明施設設計</b></p> <p><b>第2611条 橋梁照明施設設計の区分</b>                      橋梁照明施設設計は、次の区分により行うものとする。                      設詳細設計(1) 橋梁照明施設予備設計                      (2) 橋梁照明施</p> <p><b>第2612条 橋梁照明施設予備設計</b>                      1. 業務目的                      橋梁照明施設予備設計は、関連橋梁設計及び既存の関連資料を基に、橋梁照明施設の規模、計画交通量、橋梁構造、施工場所の状況、他の施設との関連等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、機能性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、基本的な施設決定の資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容                      橋梁照明施設予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。                      なお、予備設計は地形図(縮尺1/2,500~1/50,000)、橋梁構造、現地踏査結果、文献及び設計条件等(土木、建築、機械等の設計・計画資料を含む。)に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。</p> <p>3. 貸与資料                      第2103条第3項に準じるものとする。</p> <p><b>第2613条 橋梁照明施設詳細設計</b>                      1. 業務目的                      橋梁照明施設詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、関連橋梁設計及び既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、橋梁照明施設の規模、配置、計画交通量、橋梁構造、施工場所の状況、他の施設との関連等に基づき、橋梁照明施設の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>(途中省略)</p>	<p><b>第5節 橋梁照明施設設計</b></p> <p><b>第2711条 橋梁照明施設設計の区分</b>                      橋梁照明施設設計は、次の区分により行うものとする。                      設詳細設計(1) 橋梁照明施設予備設計                      (2) 橋梁照明施</p> <p><b>第2712条 橋梁照明施設予備設計</b>                      1. 業務目的                      橋梁照明施設予備設計は、関連橋梁設計及び既存の関連資料を基に、橋梁照明施設の規模、計画交通量、橋梁構造、施工場所の状況、他の施設との関連等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、機能性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、基本的な施設決定の資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容                      橋梁照明施設予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。                      なお、予備設計は地形図(縮尺1/2,500~1/50,000)、橋梁構造、現地踏査結果、文献及び設計条件等(土木、建築、機械等の設計・計画資料を含む。)に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。</p> <p>3. 貸与資料                      第2103条第3項に準じるものとする。</p> <p><b>第2713条 橋梁照明施設詳細設計</b>                      1. 業務目的                      橋梁照明施設詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、関連橋梁設計及び既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、橋梁照明施設の規模、配置、計画交通量、橋梁構造、施工場所の状況、他の施設との関連等に基づき、橋梁照明施設の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>(途中省略)</p>	

旧 令和3年版	新(改定案) <span style="color: red;">朱書き修正</span>	改定主旨・根拠
<p><b>第6節 自発光視線誘導設備設計</b></p> <p><b>第2614条 自発光視線誘導設備設計の区分</b></p> <p>「自発光視線誘導設備」は、自発光スノーポール、自発光ラバーポール、自発光デリネーター等に適用し、これを総称して「自発光視線誘導設備」という。</p> <p>自発光視線誘導設備設計自発光視線誘導設備設計は、次の区分により行うものとする。</p> <p>(1) 自発光視線誘導設備予備設計</p> <p>(2) 自発光視線誘導設備詳細設計</p> <p><b>第2615条 自発光視線誘導設備予備設計</b></p> <p>1. 業務目的</p> <p>自発光視線誘導設備予備設計は、地形図、各調査検討資料などの関連資料を基に、設置の目的・用途、設置場所の地形・状況、他の施設等の関連等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、施設の基本的な構成要素となる資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>自発光視線誘導設備予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。</p> <p>なお、予備設計は地形図（縮尺1/250～1/500）、現地踏査結果、文献及び設計条件等に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>第2103条第3項に準じるものとする。</p> <p><b>第2616条 自発光視線誘導設備詳細設計</b></p> <p>1. 業務目的</p> <p>自発光視線誘導設備詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、地形図、各調査検討資料などの関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、設置場所の地形、他の施設等との関連等に基づき、自発光視線誘導設備の工事発注に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>(途中省略)</p>	<p><b>第6節 自発光視線誘導設備設計</b></p> <p><b>第2714条 自発光視線誘導設備設計の区分</b></p> <p>「自発光視線誘導設備」は、自発光スノーポール、自発光ラバーポール、自発光デリネーター等に適用し、これを総称して「自発光視線誘導設備」という。</p> <p>自発光視線誘導設備設計自発光視線誘導設備設計は、次の区分により行うものとする。</p> <p>(1) 自発光視線誘導設備予備設計</p> <p>(2) 自発光視線誘導設備詳細設計</p> <p><b>第2715条 自発光視線誘導設備予備設計</b></p> <p>1. 業務目的</p> <p>自発光視線誘導設備予備設計は、地形図、各調査検討資料などの関連資料を基に、設置の目的・用途、設置場所の地形・状況、他の施設等の関連等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、施設の基本的な構成要素となる資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>自発光視線誘導設備予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。</p> <p>なお、予備設計は地形図（縮尺1/250～1/500）、現地踏査結果、文献及び設計条件等に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>第2103条第3項に準じるものとする。</p> <p><b>第2716条 自発光視線誘導設備詳細設計</b></p> <p>1. 業務目的</p> <p>自発光視線誘導設備詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、地形図、各調査検討資料などの関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、設置場所の地形、他の施設等との関連等に基づき、自発光視線誘導設備の工事発注に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>(途中省略)</p>	

旧 令和3年版

新(改定案) 朱書き修正

改定主旨・根拠

第7節 成果物

第2617条 成果物

受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、道路・交差点・橋梁照明施設詳細設計については表2.6.1、~~トンネル照明施設詳細設計については表2.4.2~~に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。

ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。

表2.6.1 道路、交差点、インターチェンジ、橋梁照明施設、自発光視線誘導設備  
詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要	
照明施設設計	各種照明施設詳細設計	設計図書	位置図	1/25,000 ~ 1/50,000	
			照明灯配置配線図	1/200~1/1,000	
			照明柱据付図	1/10~1/100	
			配線系統図	適 宜	
			盤外形及び盤内結線図	1/10~1/100	
			引込柱姿図	1/10~1/100	
			配管配線図	適 宜	
	数量計算	数量計算書	—		
	報告書書	設計概要書	—		
		設計計算書	—		
		検 討 書	—		
		その他参考資料	—		

第7節 成果物

第2717条 成果物

受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、道路・交差点・橋梁照明施設詳細設計については表2.7.1に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。

ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。

表2.7.1 道路、交差点、インターチェンジ、橋梁照明施設、自発光視線誘導設備  
詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要	
照明施設設計	各種照明施設詳細設計	設計図書	位置図	1/25,000 ~ 1/50,000	
			照明灯配置配線図	1/200~1/1,000	
			照明柱据付図	1/10~1/100	
			配線系統図	適 宜	
			盤外形及び盤内結線図	1/10~1/100	
			引込柱姿図	1/10~1/100	
			配管配線図	適 宜	
	数量計算	数量計算書	—		
	報告書書	設計概要書	—		
		設計計算書	—		
		検 討 書	—		
		その他参考資料	—		



旧 令和3年版	新(改定案) <span style="color: red;">朱書き修正</span>	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第7章 トンネル照明施設設計</b></p> <p><b>第1節 トンネル照明施設設計の種類</b></p> <p><b>第2701条 トンネル照明施設設計の種類</b> 照明施設設計の種類は、以下のとおりとする。 (6) トンネル照明施設設計</p> <p><b>第2節 トンネル照明施設設計</b></p> <p><b>第2702条 トンネル照明施設設計の区分</b> トンネル照明施設設計は、次の区分により行うものとする。 (1) トンネル照明施設予備設計 (2) トンネル照明施設詳細設計</p> <p><b>第2703条 トンネル照明施設予備設計</b></p> <p>1. 業務目的 トンネル照明施設予備設計は、関連トンネル設計及び既存の関連資料を基に、トンネル照明施設の規模、設計速度、計画交通量、トンネル構造、施工場所の状況、他の施設との関連等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、機能性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、基本的な施設決定の資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 トンネル照明施設予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。 なお、予備設計は地形図（縮尺1/2,500～1/50,000）、トンネル構造、現地踏査結果、文献及び設計条件等（土木、建築、機械等の設計・計画資料を含む。）に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。</p> <p>3. 貸与資料 第2103条第3項に準じるものとする。</p> <p><b>第2704条 トンネル照明施設詳細設計</b></p> <p>1. 業務目的 トンネル照明施設詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、関連トンネル設計及び既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、トンネル照明施設の規模配置、設計速度、計画交通量、トンネル構造、施工場所の状況、他の施設との関連等に基づき、トンネル照明施設の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用</p>	<p style="text-align: center;"><b>第8章 トンネル照明施設設計</b></p> <p><b>第1節 トンネル照明施設設計の種類</b></p> <p><b>第2801条 トンネル照明施設設計の種類</b> 照明施設設計の種類は、以下のとおりとする。 (6) トンネル照明施設設計</p> <p><b>第2節 トンネル照明施設設計</b></p> <p><b>第2802条 トンネル照明施設設計の区分</b> トンネル照明施設設計は、次の区分により行うものとする。 (1) トンネル照明施設予備設計 (2) トンネル照明施設詳細設計</p> <p><b>第2803条 トンネル照明施設予備設計</b></p> <p>1. 業務目的 トンネル照明施設予備設計は、関連トンネル設計及び既存の関連資料を基に、トンネル照明施設の規模、設計速度、計画交通量、トンネル構造、施工場所の状況、他の施設との関連等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、機能性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、基本的な施設決定の資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 トンネル照明施設予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。 なお、予備設計は地形図（縮尺1/2,500～1/50,000）、トンネル構造、現地踏査結果、文献及び設計条件等（土木、建築、機械等の設計・計画資料を含む。）に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。</p> <p>3. 貸与資料 第2103条第3項に準じるものとする。</p> <p><b>第2804条 トンネル照明施設詳細設計</b></p> <p>1. 業務目的 トンネル照明施設詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、関連トンネル設計及び既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、トンネル照明施設の規模配置、設計速度、計画交通量、トンネル構造、施工場所の状況、他の施設との関連等に基づき、トンネル照明施設の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用</p>	

旧 令和3年版

新(改定案) **朱書き修正**

改定主旨・根拠

を予定するための資料を作成することを目的とする。

を予定するための資料を作成することを目的とする。

(途中省略)

(途中省略)

**第3節 成果物**

**第2617条 成果物**

受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については表2.7.1に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。

ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。

**第3節 成果物**

**第2805条 成果物**

受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については表**2.8.1**に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。

ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。

表2.7.1 トンネル照明施設詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	摘要
照明施設設計	トンネル照明施設詳細設計	位置図	1/25,000~1/50,000	
		トンネル平面図	1/200~1/1,000	
		トンネル坑口平面図	1/100~1/500	
		照明器具配置図	1/200~1/1,000	
		照明器具据付図	1/10~1/100	
		配線系統図	適宜	
		盤外形及び盤内結線図	1/10~1/100	
		引込柱姿図	1/10~1/100	
		配管配線図	適宜	
	数量計算書	数量計算書	—	
報告書	設計概要書	—		
	設計計算書	—		
	検討書	—		
	その他参考資料	—		

表**2.8.1** トンネル照明施設詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	摘要
<b>トンネル照明施設設計</b>	トンネル照明施設詳細設計	位置図	1/25,000~1/50,000	
		トンネル平面図	1/200~1/1,000	
		トンネル坑口平面図	1/100~1/500	
		照明器具配置図	1/200~1/1,000	
		照明器具据付図	1/10~1/100	
		配線系統図	適宜	
		盤外形及び盤内結線図	1/10~1/100	
		引込柱姿図	1/10~1/100	
		配管配線図	適宜	
	数量計算書	数量計算書	—	
報告書	設計概要書	—		
	設計計算書	—		
	検討書	—		
	その他参考資料	—		

誤記訂正

旧 令和3年版	新(改定案) <span style="color: red;">朱書き修正</span>	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第8章 共同溝電気施設設計</b></p> <p><b>第1節 共同溝電気施設設計の種類</b></p> <p><b>第2801条 共同溝電気施設設計の種類</b> 共同溝電気施設設計の種類は、以下のとおりとする。 (1) 共同溝電気施設設計</p> <p><b>第2節 共同溝電気施設設計</b></p> <p><b>第2802条 共同溝電気施設設計の区分</b> 共同溝電気施設設計は、次の区分により行うものとする。 (1) 共同溝電気施設予備設計 (2) 共同溝電気施設詳細設計</p> <p><b>第2803条 共同溝電気施設予備設計</b></p> <p>1. 業務目的 共同溝電気施設予備設計は、共同溝基本検討のほか各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、共同溝の構造、設備の規模、配置、施工場所の状況、他の施設等の関連等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から構造形式、施工方法について総合的な技術検討を行い、基本的な施設決定の資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 共同溝電気施設予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。 なお、予備設計は地形図（縮尺1/2,500～1/50,000）、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等（土木、建築、機械等の設計・計画資料を含む。）に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。</p> <p>3. 貸与資料 第2103条第3項に準じるものとする。</p> <p><b>第2804条 共同溝電気施設詳細設計</b></p> <p>1. 業務目的 共同溝電気施設詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、共同溝基本権等の他各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、共同溝の構造、設備の規模、配置、施工場所の状況、他の施設との関連に基づき、共同溝電気施設の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第9章 共同溝電気施設設計</b></p> <p><b>第1節 共同溝電気施設設計の種類</b></p> <p><b>第2901条 共同溝電気施設設計の種類</b> 共同溝電気施設設計の種類は、以下のとおりとする。 (1) 共同溝電気施設設計</p> <p><b>第2節 共同溝電気施設設計</b></p> <p><b>第2902条 共同溝電気施設設計の区分</b> 共同溝電気施設設計は、次の区分により行うものとする。 (1) 共同溝電気施設予備設計 (2) 共同溝電気施設詳細設計</p> <p><b>第2903条 共同溝電気施設予備設計</b></p> <p>1. 業務目的 共同溝電気施設予備設計は、共同溝基本検討のほか各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、共同溝の構造、設備の規模、配置、施工場所の状況、他の施設等の関連等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から構造形式、施工方法について総合的な技術検討を行い、基本的な施設決定の資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 共同溝電気施設予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。 なお、予備設計は地形図（縮尺1/2,500～1/50,000）、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等（土木、建築、機械等の設計・計画資料を含む。）に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。</p> <p>3. 貸与資料 第2103条第3項に準じるものとする。</p> <p><b>第2904条 共同溝電気施設詳細設計</b></p> <p>1. 業務目的 共同溝電気施設詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、共同溝基本権等の他各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、共同溝の構造、設備の規模、配置、施工場所の状況、他の施設との関連に基づき、共同溝電気施設の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p>	

旧 令和3年版

新(改定案)

朱書き修正

改定主旨・根拠

(途中省略)

第3節 成果物

第2805条 成果物

受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表2.8.1に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。

ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。

表2.8.1 共同溝電気施設詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要
共同溝電気施設設計	設計図書	位置図	1/25,000~1/50,000	
		全体系統図	適 宜	
		単線結線図	適 宜	
		機器間配線図	適 宜	
		機器等配置図	1/200~1/1,000	
		機器等据付図	1/10~1/100	
		配管配線図	適 宜	
	数量計算書	数量計算書	—	
	報告書	設計概要書	—	
		設計計算書	—	
		検 討 書	—	
		機器仕様書	—	
		その他参考資料	—	

(途中省略)

(途中省略)

第3節 成果物

第2905条 成果物

受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表2.9.1に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。

ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。

表2.9.1 共同溝電気施設詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要
共同溝電気施設設計	設計図書	位置図	1/25,000~1/50,000	
		全体系統図	適 宜	
		単線結線図	適 宜	
		機器間配線図	適 宜	
		機器等配置図	1/200~1/1,000	
		機器等据付図	1/10~1/100	
		配管配線図	適 宜	
	数量計算書	数量計算書	—	
	報告書	設計概要書	—	
		設計計算書	—	
		検 討 書	—	
		機器仕様書	—	
		その他参考資料	—	

(途中省略)

旧 令和3年版	(改定案) <span style="color: red;">朱書き修正</span>	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第3編 通信施設設計</b></p> <p>(途中省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第6章 非常警報設備設計</b></p> <p><b>第3節 成果物</b></p> <p><b>第3605条 成果物</b> 受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表2.5.1に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。</p> <p>(途中省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第10章 交通量計測設備設計</b></p> <p><b>第1節 交通量計測設備設計の種類</b></p> <p><b>第31001条 交通量計測設備設計の種類</b> 交通量計測設備設計の種類は、以下のとおりとする。 (1) 交通量計測設備設計</p> <p><b>第2節 交通量計測設備設計</b></p> <p><b>第31002条 交通量計測設備設計の区分</b> 交通量計測設備設計は、次の区分により行うものとする。 (1) 交通量計測設備予備設計 (2) 交通量計測設備詳細設計</p> <p><b>第31003条 交通量計測設備予備設計</b></p> <p>1. 業務目的 交通量計測設備予備設計は、地形図、各調査検討資料などの関連資料を基に、設置の目的・用途、設置場所の地形・状況、他の施設等の関連等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、施設の基本的な構成要素となる資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 交通量計測設備予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。 なお、予備設計は地形図（縮尺1/250～1/500）、現地踏査結果、文献及び設計条件等に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3編 通信施設設計</b></p> <p>(途中省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第6章 非常警報設備設計</b></p> <p><b>第3節 成果物</b></p> <p><b>第3605条 成果物</b> 受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表2.6.1に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。 ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。</p> <p>(途中省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第10章 交通量計測設備設計</b></p> <p><b>第1節 交通量計測設備設計の種類</b></p> <p><b>第31001条 交通量計測設備設計の種類</b> 交通量計測設備設計の種類は、以下のとおりとする。 (1) 交通量計測設備設計</p> <p><b>第2節 交通量計測設備設計</b></p> <p><b>第31002条 交通量計測設備設計の区分</b> 交通量計測設備設計は、次の区分により行うものとする。 (1) 交通量計測設備予備設計 (2) 交通量計測設備詳細設計</p> <p><b>第31003条 交通量計測設備予備設計</b></p> <p>1. 業務目的 交通量計測設備予備設計は、地形図、各調査検討資料などの関連資料を基に、設置の目的・用途、設置場所の地形・状況、他の施設等の関連等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、施設の基本的な構成要素となる資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 交通量計測設備予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。 なお、予備設計は地形図（縮尺1/250～1/500）、現地踏査結果、文献及び設計条件等に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、</p>	<p>誤記訂正</p>

旧 令和3年版	(改定案) <b>朱書き修正</b>	改定主旨・根拠
<p>最適案を選定する業務を行うものとする。</p> <p>3. 貸与資料 第2103条第3項に準じるものとする。</p> <p><b>第31004条 交通量計測設備詳細設計</b></p> <p>1. 業務目的 交通量計測設備詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、地形図、各調査検討資料などの関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、設置場所の地形、他の施設等との関連等に基づき、交通量計測設備の工事発注に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 交通量計測設備詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。 なお、交通量計測装置の構成、設置台数及び仕様の決定の有無、支柱（基礎含む）設置基数、集中処理装置設置の有無、集中処理装置等の改造仕様（新設交通量計測装置の追加等）の設計及び伝送方式の設計の有無は、特記仕様書によるものとする。</p> <p>(1) 設計計画 第2104条第2項の(1)に準じるものとする。</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、設計に先立って現地踏査を行い、特記仕様書に示された設計範囲、及び貸与資料等との整合性を目視により確認するものとする。 現地踏査では現地の状況（地形、地質、立地条件、地下埋設物、屋内設備設置状況）、他の関連設備、伝送路（既設通信路、回線容量、分岐位置）状況、電源（受電箇所、受電方式、電源供給箇所）等に関する調査を行うものとする。</p> <p>(3) 現地調査 第2104条第2項の(3)に準じるものとする。</p> <p>(4) 設計条件の確認 第2104条第2項の(4)に準じるものとする。</p> <p>(5) 交通量計測設備設計</p> <p>1) 受注者は、特記仕様書等で示された条件に基づいて、集中処理装置設置位置、交通量計測装置設置位置、伝送方式、全体システム構成等の基本的な事項及び設計条件を決定するものとする。</p> <p>2) 受注者は、1)項で決定された事項に対して詳細な検討を加え、集中処理装置の機能、交通量計測装置の構成・種別及び規格、支柱の構造、基礎の形状、信号伝送方式、配管配線の決定、各種使用機器の諸元及び主材料並びに主要機器配置、耐震強度検討等の決定を行うものとする。</p> <p>① 集中処理装置・伝送方式 集中処理装置については、交通量計測装置からのデータ収集、上位局システム・関係監視システムへの提供及び周辺機器（伝送装置、ルータ、インターフェース等）の仕様を決定する。</p>	<p>最適案を選定する業務を行うものとする。</p> <p>3. 貸与資料 第2103条第3項に準じるものとする。</p> <p><b>第31004条 交通量計測設備詳細設計</b></p> <p>1. 業務目的 交通量計測設備詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、地形図、各調査検討資料などの関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、設置場所の地形、他の施設等との関連等に基づき、交通量計測設備の工事発注に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 交通量計測設備詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。 なお、交通量計測装置の構成、設置台数及び仕様の決定の有無、支柱（基礎含む）設置基数、集中処理装置設置の有無、集中処理装置等の改造仕様（新設交通量計測装置の追加等）の設計及び伝送方式の設計の有無は、特記仕様書によるものとする。</p> <p>(1) 設計計画 第2104条第2項の(1)に準じるものとする。</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、設計に先立って現地踏査を行い、特記仕様書に示された設計範囲、及び貸与資料等との整合性を目視により確認するものとする。 現地踏査では現地の状況（地形、地質、立地条件、地下埋設物、屋内設備設置状況）、他の関連設備、伝送路（既設通信路、回線容量、分岐位置）状況、電源（受電箇所、受電方式、電源供給箇所）等に関する調査を行うものとする。</p> <p>(3) 現地調査 第2104条第2項の(3)に準じるものとする。</p> <p>(4) 設計条件の確認 第2104条第2項の(4)に準じるものとする。</p> <p>(5) 交通量計測設備設計</p> <p>1) 受注者は、特記仕様書等で示された条件に基づいて、<b>集中処理装置交通量計測設備方式に基づく全体システム構成、設備の設置位置、交通量計測装置設置位置、</b><del>伝送方式、全体システム構成</del>等の基本的な事項及び設計条件を決定するものとする。</p> <p>2) <b>センサ設置型交通量計測方式</b> <b>特記仕様書等でセンサ設置型交通量計測方式が示された場合、</b>受注者は、1)項で決定された事項に対して詳細な検討を加え、<b>集中処理装置交通量常時観測サーバ</b>の機能、交通量計測装置の構成・種別及び規格、支柱の構造、基礎の形状、信号伝送方式、配管配線の決定、各種使用機器の諸元及び主材料並びに主要機器配置、耐震強度検討等の決定を行うものとする。</p> <p>① <b>集中処理装置交通量常時観測サーバ</b>・伝送方式 <b>集中処理装置交通量常時観測サーバ</b>については、交通量計測装置からのデータ収</p>	<p></p> <p><b>画像認識型交通量計測システムについて追加</b></p> <p><b>画像認識型交通量計測システムの追加にともなう記載変更</b></p>

旧 令和3年版	(改定案) <b>朱書き修正</b>	改定主旨・根拠																																				
<p>② 交通量計測装置 設置目的、立地条件に適した交通量計測装置（計測部、伝送部、処理部等）及び避雷装置等周辺機器の仕様を決定する。また、受電場所、受電方式及び通信路の接続方法を決定する。 また、既設集中処理装置等への追加登録を要する場合は、追加登録に関する改造仕様書（改造等に係る作業量（工数）等の把握を含む）を作成する。</p> <p>③ 支柱（基礎含む） 交通量計測装置に適する高さ、強度及び装柱条件を有する支柱及び基礎を決定する。</p> <p>(6) 設計図 受注者は、当該設計の検討結果に基づき、次に示す設計図を標準として作成するものとする。</p> <table border="0"> <tr><td>1) 位置図</td><td>縮尺 1/25,000～1/50,000</td></tr> <tr><td>2) 平面図</td><td>縮尺 1/1,000～1/2,000</td></tr> <tr><td>3) システム系統図</td><td>適宜</td></tr> <tr><td>4) システム構成図</td><td>適宜</td></tr> <tr><td>5) 配線系統図</td><td>適宜</td></tr> <tr><td>6) 機器配置図</td><td>縮尺 1/10～1/50</td></tr> <tr><td>7) 支柱詳細図</td><td>縮尺 1/10～1/50</td></tr> <tr><td>8) 配管配線図（掘削断面図含む）</td><td>縮尺 1/10～1/200</td></tr> <tr><td>9) 基礎図</td><td>縮尺 1/10～1/50</td></tr> </table> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p>(8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとする。</p> <p>(9) 照 査</p>	1) 位置図	縮尺 1/25,000～1/50,000	2) 平面図	縮尺 1/1,000～1/2,000	3) システム系統図	適宜	4) システム構成図	適宜	5) 配線系統図	適宜	6) 機器配置図	縮尺 1/10～1/50	7) 支柱詳細図	縮尺 1/10～1/50	8) 配管配線図（掘削断面図含む）	縮尺 1/10～1/200	9) 基礎図	縮尺 1/10～1/50	<p>集、上位局システム・関係監視システムへの提供及び周辺機器（伝送装置、ルータ、インターフェース等）の仕様を決定する。</p> <p>② 交通量計測装置 設置目的、立地条件に適した交通量計測装置（計測部、伝送部、処理部等）及び避雷装置等周辺機器の仕様を決定する。また、受電場所、受電方式及び通信路の接続方法を決定する。 また、既設<b>集中処理装置交通量常時観測サーバ</b>等への追加登録を要する場合は、追加登録に関する改造仕様書（改造等に係る作業量（工数）等の把握を含む）を作成する。</p> <p>③ 支柱（基礎含む） 交通量計測装置に適する高さ、強度及び装柱条件を有する支柱及び基礎を決定する。</p> <p><b>3) 画像認識型交通量観測方式</b> 特記仕様書等で画像認識型交通量計測方式が示された場合、受注者は、1)項で決定された事項に対して詳細な検討を加え、画像認識型交通量観測装置（CCTVカメラ用）又は画像認識型交通量観測装置（可搬カメラ用）の機能、構成及び規格、各種使用機器の諸元及び主材料並びに主要機器配置、耐震強度検討、収集カメラ画像の選定等の決定を行うものとする。 また、既設画像認識型交通量観測装置（CCTVカメラ用）又は画像認識型交通量観測装置（可搬カメラ用）等への対象カメラ画像の追加登録を要する場合は、追加登録に関する改造仕様書（改造等に係る作業量（工数）等の把握を含む）を作成する。</p> <p>(6) 設計図 受注者は、当該設計の検討結果に基づき、次に示す設計図を標準として作成するものとする。</p> <table border="0"> <tr><td>1) 位置図</td><td>縮尺 1/25,000～1/50,000</td></tr> <tr><td>2) 平面図</td><td>縮尺 1/1,000～1/2,000</td></tr> <tr><td>3) システム系統図</td><td>適宜</td></tr> <tr><td>4) システム構成図</td><td>適宜</td></tr> <tr><td>5) 配線系統図</td><td>適宜</td></tr> <tr><td>6) 機器配置図</td><td>縮尺 1/10～1/50</td></tr> <tr><td>7) 支柱詳細図</td><td>縮尺 1/10～1/50</td></tr> <tr><td>8) 配管配線図（掘削断面図含む）</td><td>縮尺 1/10～1/200</td></tr> <tr><td>9) 基礎図</td><td>縮尺 1/10～1/50</td></tr> </table> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p>(8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとする。</p> <p>(9) 照 査</p>	1) 位置図	縮尺 1/25,000～1/50,000	2) 平面図	縮尺 1/1,000～1/2,000	3) システム系統図	適宜	4) システム構成図	適宜	5) 配線系統図	適宜	6) 機器配置図	縮尺 1/10～1/50	7) 支柱詳細図	縮尺 1/10～1/50	8) 配管配線図（掘削断面図含む）	縮尺 1/10～1/200	9) 基礎図	縮尺 1/10～1/50	<p>画像認識型交通量計測システムについて追加</p>
1) 位置図	縮尺 1/25,000～1/50,000																																					
2) 平面図	縮尺 1/1,000～1/2,000																																					
3) システム系統図	適宜																																					
4) システム構成図	適宜																																					
5) 配線系統図	適宜																																					
6) 機器配置図	縮尺 1/10～1/50																																					
7) 支柱詳細図	縮尺 1/10～1/50																																					
8) 配管配線図（掘削断面図含む）	縮尺 1/10～1/200																																					
9) 基礎図	縮尺 1/10～1/50																																					
1) 位置図	縮尺 1/25,000～1/50,000																																					
2) 平面図	縮尺 1/1,000～1/2,000																																					
3) システム系統図	適宜																																					
4) システム構成図	適宜																																					
5) 配線系統図	適宜																																					
6) 機器配置図	縮尺 1/10～1/50																																					
7) 支柱詳細図	縮尺 1/10～1/50																																					
8) 配管配線図（掘削断面図含む）	縮尺 1/10～1/200																																					
9) 基礎図	縮尺 1/10～1/50																																					

旧 令和3年版	(改定案) <b>朱書き修正</b>	改定主旨・根拠
<p>照査技術者は、特記仕様書において定めがある場合、第1108条に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 設計条件の決定に際し、現地状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。</li> <li>2) 設計図面を基に、システム系統、交通量計測装置の設置位置、装置の選定、及び装置条件等の設計が適切であるか、並びにそれらと設計基本条件及び関連設備との整合が適切にとれているかについての照査を行う。</li> <li>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。</li> <li>4) 設計計算、設計図、数量等の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。</li> </ol> <p>(10) 報告書作成</p> <p>受注者は、設計業務の成果として、第1211条に準じて作成するものとする。</p> <p>なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 設計条件</li> <li>2) 全体システム系統図</li> <li>3) 伝送方式、設備機器の決定根拠</li> <li>4) 設置位置、支柱（基礎含む）形状の決定根拠</li> <li>5) 強度検討資料</li> <li>6) 工事実施にあたっての留意事項</li> </ol> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 交通量計測設備予備設計報告書及び設計図面（予備設計実施済の場合）</li> <li>2) 光ケーブル敷設関連完成図書</li> </ol> <p>(以下省略)</p>	<p>照査技術者は、特記仕様書において定めがある場合、第1108条に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 設計条件の決定に際し、現地状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。</li> <li>2) 設計図面を基に、システム系統、交通量計測装置の設置位置、装置の選定、及び装置条件等の設計が適切であるか、並びにそれらと設計基本条件及び関連設備との整合が適切にとれているかについての照査を行う。</li> <li>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。</li> <li>4) 設計計算、設計図、数量等の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。</li> </ol> <p>(10) 報告書作成</p> <p>受注者は、設計業務の成果として、第1211条に準じて作成するものとする。</p> <p>なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 設計条件</li> <li>2) 全体システム系統図</li> <li>3) 伝送方式、設備機器の決定根拠</li> <li>4) 設置位置、支柱（基礎含む）形状の決定根拠</li> <li>5) 強度検討資料</li> <li>6) 工事実施にあたっての留意事項</li> </ol> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 交通量計測設備予備設計報告書及び設計図面（予備設計実施済の場合）</li> <li>2) 光ケーブル敷設関連完成図書</li> </ol> <p>(以下省略)</p>	



旧 令和3年版	(改定案) <span style="color: red;">朱書き修正</span>	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;"><b>第11章 路車間通信設備設計</b></p> <p><b>第1節 路車間通信設備設計の種類</b></p> <p><b>第31101条 路車間通信設備設計の種類</b> 路車間通信設備設計の種類は、以下のとおりとする。 (1) 路車間通信設備設計</p> <p><b>第2節 路車間通信設備設計</b></p> <p><b>第31102条 路車間通信設備設計の区分</b> 路車間通信設備設計は、次の区分により行うものとする。 (1) 路車間通信設備予備設計 (2) 路車間通信設備詳細設計</p> <p><b>第31103条 路車間通信設備予備設計</b> 1. 業務目的 路車間通信設備予備設計は、地形図、各調査検討資料などの関連資料を基に、設置の目的・用途、設置場所の地形・状況、他の施設等の関連等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、施設の基本的な構成要素となる資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。</p> <p>(途中省略)</p> <p><b>第31104条 路車間通信設備詳細設計</b> 1. 業務目的 路車間通信設備詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、地形図、各調査検討資料などの関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、設置場所の地形、他の施設等との関連等に基づき、路車間通信設備の工事発注に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 路車間通信設備詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。 なお、路車間通信装置（ITSスポット）の設置台数及び仕様の決定の有無、支柱（基礎含む）設置基数、特記仕様書によるものとする。 (1) 設計計画 第2104条第2項の(1)に準じるものとする。 (2) 現地踏査 (以下省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第11章 路車間通信設備設計</b></p> <p><b>第1節 路車間通信設備設計の種類</b></p> <p><b>第31101条 路車間通信設備設計の種類</b> 路車間通信設備設計の種類は、以下のとおりとする。 (1) 路車間通信設備設計</p> <p><b>第2節 路車間通信設備設計</b></p> <p><b>第31102条 路車間通信設備設計の区分</b> 路車間通信設備設計は、次の区分により行うものとする。 (1) 路車間通信設備予備設計 (2) 路車間通信設備詳細設計</p> <p><b>第31103条 路車間通信設備予備設計</b> 1. 業務目的 路車間通信設備予備設計は、地形図、各調査検討資料などの関連資料を基に、設置の目的・用途、設置場所の地形・状況、他の施設等の関連等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、施設の基本的な構成要素となる資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。</p> <p>(途中省略)</p> <p><b>第31104条 路車間通信設備詳細設計</b> 1. 業務目的 路車間通信設備詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、地形図、各調査検討資料などの関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、設置場所の地形、他の施設等との関連等に基づき、路車間通信設備の工事発注に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 路車間通信設備詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。 なお、路車間通信装置 <del>（ITSスポット）</del> の設置台数及び仕様の決定の有無、支柱（基礎含む）設置基数、特記仕様書によるものとする。 (1) 設計計画 第2104条第2項の(1)に準じるものとする。 (2) 現地踏査 (以下省略)</p>	<p>名称変更に伴い削除</p>